

言する者あり)ですから、議運の委員長から何の指示も受けていませんから。(発言する者あり)確認してきてくださいよ、それじゃ。我々は別に確認する義務はないわけですから、それは。(発言する者あり)ルールとしては、本会議が始まっているときはできませんよ、もちろん、許可を得なければなりませんから。始まっていますから。(発言する者あり)始まればやめます。中止します。休憩しますから。(発言する者あり)だから、議運でちゃんと、議運で決まらなかったらやれないといったら、おかしいじゃないですか、それは。そうでしょう。議運で何もやらなかったら……(発言する者あり)だったら、決めてくださいよ、ちゃんと議運で。与野党でやってください。議運でやってください。(発言する者あり)それは言った。もう何回も言っている。初めに言っていますから。(発言する者あり)いや、言いましたからね、もう。(発言する者あり)

民進党の質疑時間に入りますので、民進党は質疑を始めてください。(発言する者あり)いやいや、さつきも言ったんだ。言ったのにスタートしていないんだから。(発言する者あり)いやいや、私が言ったのに、委員部、回していないから、もう一回言ったんだよ、今。(発言する者あり)中立公正にやっていますよ。だから、民進党さんも議運を促してくださいよ、それだったら。(発言する者あり)いや、それは聞いていません。(発言する者あり)本会議を開くためには野党側が……(発言する者あり)本会議を開けないのは、パリ協定をやるなら、両者一致すれば本会議を開いて……(発言する者あり)この場でさつき……(発言する者あり)時間が過ぎますから、もしあればいいいやいや、それは違います。私は議運ではありませんから。(発言する者あり)来ていませんから、そういう話は。(発言する者あり)いや、そうじゃないです。(発言する者あり)私が対応することが問題だったら対応しませんから、それでめでてくださいと言われるなら対応しません。(発言

する者あり)いやいや、対応すると、とめると言うから、対応しないで進めます。(発言する者あり)いやいや、さつき、対応しているからとめてくれと言ったから、対応しません。(発言する者あり)だから、それは私は対応しませんから、進めてください。(発言する者あり)だから、継続して最後まで……(発言する者あり)それは知りません。(発言する者あり)いや、そこは、いわゆる明確な判断はないんですよ。だから、我々は我々で、我々の理事会で最終的には決めたこととやっていますから。(発言する者あり)仮に、本当に開会していたらもちろんやりませんよ。(発言する者あり)いや、許可を得ればできるんですよ。だけれども、今、開会していませんからその必要もないということ、この委員会ですっきり決めて……(発言する者あり)いやいや、先例はないのかなんと……(発言する者あり)だから、本会議が始まればこれは休憩します。(発言する者あり)いやいや、そうじゃないですよ。委員会として……(発言する者あり)筆頭間でも話をしていただいたと思ひますので、それも……(発言する者あり)議場内でやってください、まずは。(発言する者あり)とめません。

〔委員長退席、菅原委員長代理着席〕

〔菅原委員長代理退席、委員長着席〕

○塩谷委員長 これにて民進党・無所属クラブの質疑時間は終了いたしました。

次に、日本共産党の質疑時間に入るのでありますが、御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

これより日本共産党の質疑時間に入ります。

これにて日本共産党の質疑時間は終了いたしました。

次に、松浪健太君。

○松浪委員 日本維新の会の松浪健太であります。

悪夢を何度も見ているような気持ちでこの場に立たせていただいております。他の野党の皆さんが欠席する中、我々も苦渋の思いでこの質問の場

に立つております。

まずもって、山本大臣、先ほどの委員会の冒頭でおわびの言葉をおっしゃいましたけれども、残念ながら、怒号の中で、国民の皆さんには聞こえなかったと思います。もう一度、先ほどおっしゃったことをこの場で表明をいただきたいと思っています。

○山本(有)国務大臣 先日の私の不用意な発言につきまして、再び御迷惑をおかけいたしましたことを心からおわびを申し上げます。

また、この発言を謹んで撤回させていただきます。

さらに、農業関係者の皆様からおわびを申し上げます。

○松浪委員 先般十月十九日、その日も野党は欠席でありました。そのときにも、我が党の丸山穂高代議士がこの場に立つて、大臣に言葉の真意をただしたわけであります。そのときにも、議事録を見ますと、この発言を撤回し、そして不用意な発言をおわびするとおっしゃっております。

私も大臣から長年御指導いただいた立場でありますけれども、心を鬼にして何かなければなりません。前回とは何が違うんでしょうか。

○山本(有)国務大臣 ひたすら不明のいたすところであり、この発言を謹んで撤回させていただきます。まして、おわびを申し上げる次第でございます。

○松浪委員 今回、我々野党だけではなくて、私も、与党の皆さんから大変不本意なお言葉をいただきました。

今回は十一月八日にアメリカの大統領選挙がある。これを越えな時期に何とか衆議院を通すのが、我々も国益だと思つてやっています。この中で、大臣の今回のこうした発言、二回も繰り返されれば、省内でも示しつかない、役所の皆さんが働いてくれないのではないかと、そしてまた、今回は特にアメリカの大統領選があるから大臣におやめをいただくことができないという、与党の皆さんも大変な思いを持っていらっしゃると思いますが、大臣、改めて、みずからの

進退、どのようにお考えですか。

○山本(有)国務大臣 職責を全うするため、誠心誠意努力を重ねていきたいというように決意を新たにしておるところでございます。

○松浪委員 大臣も、おやめになることができない苦しい立場だとは思いますが、私は、これではなかなか国民の皆さんの御理解は得られないと思いますよ。

それでは、質問に移ります。もう時間がありませんので。

我が党はこれまで、大変、このTPP、賛成の立場で一貫してやってきました。その中で、国民の皆さんが、今回の議論を通じて、健康不安があるということで、私は、特に遺伝子組み換えの問題において、消費者の皆さんが、大豆を使った製品も、お豆腐は表示義務があるけれども、しょうゆは表示義務がない、こういうのは、なしという表示が全く混乱するということを指摘申し上げます。

そこで、本日、新たに解決策をこの場に持つてまいりました。これを提案させていただきますと思ひます。

しょうゆ、豆腐に関しては「なし」とあるんですが、この委員会でも指摘したように、組み換えでないという表示が実は九割方あります。そして、まじっている分は、この表にはありませんが、実は、不分別ということが義務づけられているということでもあります。トウモロコシの問題でも挙げましたけれども、コーンフ레이크だったら表示義務がなくて、そして、そうでないものは表示義務があるとか、ほかの食品も一緒なんです。ここで、九割方今普及をしているこの組み換えでないという表示は、実は、分別生産流通管理、IPハンドリングといいますが、これが必ず要だということを政府も義務づけているわけでありまして。それであれば、この表にあります「なし」と書いている部分を不分別に分別し、組み換えでないというところだけを出すようにすれば、つまり、IPハンドリング、分別生産流通さえ、G

M不使用の場合にはこれが必要ですよとするだけで、これは私、伺いました、内閣府令だけでできるといふことでありますので、現状を大して変更せずに、現状のテクニクを使って、消費者の皆さんには、ないのならGMを使っているかもしれないね、遺伝子組み換えを使っているかもしれないねと、一発でこれはわかりやすく整理できるといふ提案でありますけれども、松本大臣、いかがですか。

○松本国務大臣 スーパーなどの店頭で売られているものは、科学的に安全性が確保されたものであります。

その上で、安全であつても遺伝子組み換え食品は避けたいという消費者ニーズにどう対応するかという問題もあります。

この消費者ニーズを踏まえ、あくまでも企業の努力で分別生産流通管理体制を整えていただき、遺伝子組み換えでないという表示を任意で行うことで、付加価値の高いものを提供していただいているところであります。

事後的にDNA等が検出できないものについては、義務化にはなじまないと考えております。

現在、最新の分析技術を用いて、食用油やしょうゆなどの組み換えられたDNA等が検出できるかを検証する調査を実施しているところであります。調査終了後、速やかに有識者等による検討の場を設けることとしており、遺伝子組み換え表示制度が国民にとってわかりやすいものとなるよう、引き続き努力してまいりたいと存じます。

○松浪委員 前向きな御答弁ありがとうございます。

そうした場でこの提案が恐らくは実現するものと、大臣もうなずいていらつしやいますけれども、私は確信をいたします。

これに続きまして、あと、GM食品、ホルモンフリー肉、こうした表示基準を大幅に強化する場合にTPP協定が障害になるのかどうか。TPP執行前と執行後では、こうしたことを強化する場合には、当たらないのか当たるのか、これをTPP

P大臣に端的に伺いたいと思います。

○石原国務大臣 この点につきましては、もう既に御答弁を何度もさせていただいておりますが、食品表示制度の変更に新たな制約を加えるものではない、我が国の判断でできるということでございます。

○松浪委員 ありがとうございます。

EUの例等も入れました、我々は、EUなどでは消費者の心理こそがこうした国民の食の安全も守りますし、それが日本の国益を守ってくるのだというところを改めて提案させていただくものであります。

そして、時間もなくなつてまいりました。最後に総理に伺います。

この委員会が終了した後に、附帯決議として私たちは、日本維新の会は提案を行う予定であります。あらかじめ総理にもお渡しをさせていただきました。

農林水産業の体質強化、そして競争環境の整備、さらには、今申し上げた食品の表示義務のさらなる強化等、我々は、このTPPを機に、国内体制をこれまでにないぐらい新たに改善をしなければならぬと思つていらっしゃるところでありますけれども、最後に総理に、我々の日本維新の会が提案をするこの附帯決議案についての御所見を伺います。

○安倍内閣総理大臣 日本維新の会の皆様から、この委員会の質疑を通じて、食の安全、そしてまた農業改革について積極的な御提案をいただいたと思つております。

附帯決議につきましては、これは委員会でも御判断されるものと承知をしておりますが、そうした議論を通じて浮かび上がってきた課題については、御趣旨を重く受けとめまして、今後政府として検討を加えてまいりたい、このように考えております。

○松浪委員 大変最後に前向きな御答弁をいただきましたけれども、私どもも本当にじくじたる思いでこの場に立つております。

政府には緊張感を持つて今後の対応をお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○塩谷委員長 この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております両案件の質疑を終局することに賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

〔賛成者起立〕

○塩谷委員長 起立多数。よつて、そのように決しました。(発言する者あり)

内閣総理大臣は御退席ください。(発言する者あり)お座りください。(発言する者あり)お座りください。……(発言する者多し)聴取不能一括して討論いたします。(発言する者あり)討論をいたします。

討論の申し出があります。山本ともひろ君。(発言する者あり)

○山本(と)委員 自民党、自由民主党の山本ともひろです。

TPP協定及び整備法案について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

TPP協定の自由で公正なルールは、大企業のみならず、中堅・中小企業や農業者が海外展開を進める大きなチャンスとなります。新たなルールにより、つくり手が丹精込めた付加価値が正当に評価されるようになります。これまでさまざまなリスクを懸念して海外展開に踏み切れなかった地方の中小企業等が安心して世界へ果敢に踏み出せるようになります。

TPP協定は、伝統的な物やサービスだけでなく、情報化の進展という国際経済の実態を踏まえ、情報やデータの国境を越えた取引に関する公正なルールも含め、これまでの経済連携などにはない広範な分野に及ぶルールをつくるものです。こうした新たなルールは、今後の経済連携協定のモデルともなるものです。

昨年末に公表されたTPP協定の経済効果分析でも、TPP協定の発効後、我が国経済が新たな成長軌道に乗った段階の実質GDPの水準は、T

PPがない場合と比較して二・六％、労働供給は一・三％程度ふえると見込まれています。

農業についても、守るべきものを守つた、聖域なき関税撤廃を覆し、国会決議の趣旨に沿つたものとなっております。即時関税撤廃の例外を多く打ち取り、対策を講じる時間的猶予を得たところであり、体質強化対策や経営安定対策をしつかり実施することで、農林水産物の国内生産量が維持されと見込んでいます。

また、本委員会では、食の安全についてもさまざまな議論があり、一部の議員からは懸念が示されました。しかし、TPPによって影響を受けるものではないことは、政府側の答弁で明らかになりました。

TPPのメリットは経済だけではなく、国際情勢が不安定化する中、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々が経済のきずなを深めることで、地域を安定化させる力ともなります。

他国から再交渉を求められるのではないかと議論もありましたが、国会でTPP協定が承認され、整備法案が成立すれば、再交渉はしないという立法府を含めた我が国の意思が明確に示されることとなります。これがおくれば、むしろ再交渉を求められる事態を引き寄せることにもなりかねません。

日本は、受け身で他国の動きを待つのではなく、国益に合致する道をみずから進んでいくべきです。他の署名国も日本の動きに注目し、日本に期待しています。

整備法案の内容は、TPPの実施及び対策に必要な欠くべからざるものです。畜産農家が安心して営農を継続できるよう、総合的なTPP関連政策大綱に基づく牛・豚・鶏の法制化を含め、十一本全ての整備法案を成立させた上で、寄託国であるニュージーランドに通報する必要があります。

TPP協定の意義を発揮するため、今こそTPP協定を承認し、整備法案を成立させたいと思います。

ます。

以上を申し上げ、私の賛成討論といたします。
(拍手、発言する者あり)

○塩谷委員長 次に、岡本三成君。

○岡本(三)委員 私は、公明党を代表して、環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について、賛成の立場から討論をいたします。

環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPPは、中長期的、戦略的に大変有意義な意義を有しております。

人口が減少する日本が将来にわたり経済を成長させるには、海外の需要を取り込んでいくことが重要です。TPPにより誕生する巨大な自由貿易圏は、GDPが世界全体の約四割、人口は八億人になり、中長期的な成長の基盤となります。

世界銀行の試算によれば、日本への経済効果は十三・一兆円、国民一人当たり十万円強とアメリカの約二倍にも相当し、日本に大きなメリットが期待されます。

他の参加国で工業製品の九九％の関税が撤廃されることや、投資や知的財産を保護するルールにより、海外展開に係るリスクが大幅に軽減されるなど、TPPは、大企業のみならず、むしろ中堅・中小企業にこそ大きなチャンスをもたらします。

また、消費者の立場では、輸入品を安く買えるなど、選択肢がふえるメリットがあります。

農林水産物については、激しい交渉の結果、約二割の関税撤廃の例外となり、特に重要五品目は、米の国家貿易制度や豚肉の差額関税制度など基本的な制度が維持され、セーフガード等が確保されました。関税が撤廃されたものも、品目全体に影響が出ないよう、中身をしっかりと精査されています。国会決議の趣旨は守られたと評価いたします。

また、国会での審議を通じ、食の安全や国民皆保険制度が侵されるようなルールは一切ないな

ど、明確な答弁が得られました。

関連法案も、牛や豚の経営安定対策を法制化するほか、著作権法の非親告罪化の対象を限定し、二次創作が萎縮しないように配慮するなど、国民の懸念に応えられた内容となっております。

以上、賛成する主な理由を述べました。
協定の早期発効を期すとともに、政府には引き続き国民への丁寧な説明と国内対策の着実な実施を強く要請し、私の賛成討論といたします。

以上です。(拍手、発言する者あり)

○塩谷委員長 次に、松浪健太君。

○松浪委員 皆さん、武士の情けです。野党のときぐらい静かにしましょう。そのへらへら笑っているやつ、あなた、へらへら笑いながらそういうのを上げるなよ。

日本維新の会の松浪健太です。

ただいま課題となりました環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について、賛成の立場から討論いたします。

我が党は、結党以来、TPP協定に一貫して賛成してまいりました。本協定は、我が国の経済成長のためにも安全保障のためにも欠かせない重要な協定と考えるからであります。

日本国内で少子高齢化と人口減少が進む中、我が国の経済にとって、成長著しいアジア太平洋地域の活力を取り込んでいくことが不可欠です。TPP協定に対して、現在の参加国以外の国や地域も関心を示す等、この協定は波及効果の大きいものです。WTOを通じた交渉は停滞しており、自由貿易体制の維持発展のためには、今後はこうした多国間協定の推進が不可欠です。

今、アメリカ国内ではTPP反対の声が強まり、ヨーロッパでもイギリスのEU離脱が進んでいます。自由貿易体制が批判にさらされている今こそ、我が国がTPP協定に賛成の姿勢を明確にし、世界経済の成長に向けて責任ある態度を示すべきであります。

TPPは、外交、安全保障上も我が国にとって重要です。

中国は、いわゆる一帯一路構想を進め、アジアインフラ投資銀行を設立する等、独自の経済圏確立を目指しています。これに対して、アメリカのオバマ大統領は、中国のような国々に世界経済のルールをつくらせることはできないと述べています。日本が今後もルールづくりで連携し、アジア太平洋地域でのアメリカのプレゼンスを確保するためにも、我が国はTPP協定に賛成すべきです。

現在のTPP協定とその対策について、我が党から見れば改善すべき点もあります。

今後、農地所有のあり方等を再検討し、農業の各分野で新規参入を進めるなど、徹底した農業改革を進めるべきです。中小企業の海外展開を後押しするため、政府は支援策を早急に具体化するべきです。また、国民の食の安全への不安を払拭するため、食品表示の規制を消費者に一層わかりやすくすべきです。

以上、徹底した農業改革、中小企業支援策の具体化、食品表示規制の厳格化の三点が必要であることは引き続き主張いたしますが、その上で、我が国は、TPP協定の承認と関連法案に賛成いたします。

ありがとうございます。(拍手、発言する者あり)

○塩谷委員長 この際、環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件について……(発言する者多く、聴取不能 賛成の諸君の起立を求めます。……(聴取不能 伴う関係法律の整備に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。……(聴取不能 賛成多数。よって、可決されました。……(聴取不能 松浪健太君。

○松浪委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、日本維新の会を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して趣旨の説明にかえさせていただきます。

きます。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 TPP協定の内容及び効果について広く国民の理解を得て、その不安を払拭するため、引き続き情報提供を積極的に行うとともに、わかりやすく丁寧な説明に努めること。

二 農林水産物の重要品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)について、経営安定及び安定供給のための万全の対策をとること。日本の食文化を守るため、食育の推進に努めること。また、攻めの農林水産業への転換に向けて、農林水産業の体質強化と競争環境の整備等の対策を講ずること。

三 SBS米の入札に当たっては、不透明な金銭のやりとりにより国民の懸念及び農家の不安を招くことがないよう、調整金に対応する必要な措置を講ずること。

四 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え農作物の規制、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、科学的根拠や分別生産流通管理に基づく厳正な措置を講ずるとともに、加工食品の原料原産地表示の拡大を通じ、食の安全・安心を確保すること。特に、遺伝子組換え食品の表示義務について、国民にとってわかりやすいものとなるよう検討を加えること。また、必要な検疫・検査体制を確保すること。

五 輸出の拡大に向けて、国内産業の競争力強化対策を講じ、新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーンの構築支援等を早急に具体化すること。特に、中小企業・小規模事業者のための相談・支援体制に万全を期すること。

六 特許、商標、著作権制度の変更に当たり混乱が生じないよう、必要な措置を講ずること。

と。特に、著作権制度の変更については、二次創作活動の萎縮を招くことのないよう、非親告罪化や法定損害賠償制度について、丁寧な説明に努めること。

七 TPP協定の早期発効に向けて引き続き努力すること。また、国益を損なうような協定の再交渉には応じないこと。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。(拍手、発言する者あり)

○塩谷委員長 ただいまの附帯決議につきまして、賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

〔賛成者起立〕

○塩谷委員長 起立多数。よって……(発言する者多く、聴取不能)この際……(聴取不能)

○石原国務大臣 ただいま御決議のいただきました事項につきましては、政府として十分尊重させていただきます。

○塩谷委員長 ……(発言する者多く、聴取不能)

〔委員長退場〕

午後四時三十一分

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別
委員会議録第十一号中正誤

六ページ「段末六行」多くの国から」は「最も多くの国から」になるべきの誤り。
六ページ「段末三行」多くの支持を」は「最も多くの支持を」になるべきの誤り。

平成二十八年十二月七日印刷

平成二十八年十二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇